

物品購入契約書（案）

1	件 名	デンタルフロス購入
2	品 名	デンタルフロス
3	規 格	メーカー ○○○ 商品名 ○○○ ○本入／個
4	数 量	5,770個
5	契 約 金 額	金○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○○円）
6	納 入 期 限	令和7年11月5日（水）
7	納 入 場 所	茨城県水戸市笠原町978番6 警察共済組合茨城県支部（茨城県警察本部庁舎6階厚生課内）
8	納 入 方 法	警察共済組合茨城県支部事務局が別途指示する所属所毎の数量をそれぞれ梱包し、納入場所に一括納品すること。

警察共済組合茨城県支部長（以下「甲」という。）と○ ○ ○（以下「乙」という。）は、甲が警察共済組合茨城県支部組合員に対し購入及び配布する物品について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、上記3の規格の物品を納入期限内に納入しなければならない。

（契約保証金）

第2条 地方公務員等共済組合法施行規程第32条及び地方公務員等共済組合法施行規程運用方針第32条関係により免除する。

（検査）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による納品書を受理したときは、5日以内に検査を行わなければならない。

3 甲は、検査に合格した物品につき、その引き渡しを受けるものとする。

（代金の支払い等）

第4条 甲は、この契約に基づく物品の納入を確認した後、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

2 前項において、請求代金に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

（契約の解除）

第5条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行することが困難であると甲が認めたとき。
 - (3) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
 - (4) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (5) 乙がこの契約に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。
- 2 甲は、第1項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知する。

(権利、義務の譲渡禁止)

第6条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に基づいて生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(遅滞（履行遅延）の違約金)

第7条 乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約による業務の遂行に際し知り得た事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
警察共済組合茨城県支部
支部長 滝澤 幹 滋

乙 ○ ○ ○